

要求水準等説明書

1. 業務の概要

(1) 業務名

千代田区観光ガイド育成事業 プログラム設計および実施運營業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務目的

一般社団法人千代田区観光協会（以下「協会」という。）では、令和3年度より区内外の観光人材を育成し、千代田区観光ガイドとして観光の現場で多様な活動を創出することを目的とした「千代田区観光ガイド育成事業(以下「本事業」という。)」を実施している。

本事業の初年度（令和3年度）は初級者向け講座を実施し、意欲の高い観光人材を広く募ることができたものの、観光ガイドとして活動するためには、更なる専門知識やガイドスキルを習得し、実地経験を重ねていく必要がある。

そこで本業務では、専門的知見やネットワーク、ノウハウを駆使した「中級者向けプログラム」の設計と実施運営を行い、観光人材の更なるスキルアップの実現と、観光ガイド活動を行うための認定制度を構築することを目的とする。

また、既存講座を含めた本事業を再設計し、幅広い専門知識を有し活躍が期待される観光ガイドが、将来に亘って継続的に輩出される育成制度の確立を目指す。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

(4) 委託上限額

5,900,000円（消費税および地方消費税を含む。）

(5) 本事業における課題

- ① 初年度に初級者向けプログラムを実施したものの、コロナ禍であったことから、オンラインでの自習型開講(eラーニング)に留まったことで、受講生の学習意欲や理解度を十分に向上させることができなかった。また、それぞれの能力についても把握ができていない状況である。
- ② 専門的かつ横断的なプログラム設計および運営がなされていないことから、本事業における受講生の基礎知識や目的意識に相違がある。
- ③ 初級から中級プログラム、認定試験の設置など、観光ガイド認定に至るまで

の段階的なプロセスを計画する必要がある。

(6) 本事業における方向性

- ① 本事業において育成する観光人材は、ボランティアガイドではなく、有償でガイド業務を行う観光ガイドを想定している。
- ② 認定した観光ガイドの活躍の場として、次年度以降に観光ツアー造成等を進める予定である。
- ③ 認定した観光ガイドに対しては、評価制度や複数年更新制度等を導入し、クオリティの維持・向上を図る。

(7) 業務内容

(ア) 「中級者向けプログラム」の設計

- ① プログラムの策定
- ② 専門知識を有した講師の選定および教材の作成

(イ) 該当プログラムの実施運営

- ① 受講者の募集
- ② 育成講座およびガイド認定試験の実施
- ③ プログラム評価および改善案の提出

(ウ) 本事業の再設計

- ① 初級者向けプログラムを含めた横断的な講座内容の見直し
- ② ガイドを認定するためのプロセスの構築

(8) 提案内容

(ア) 「中級者向けプログラム」の設計

- ① 10回以上の講義および実地研修でプログラムを構成し、実施期間を令和4年9月1日～令和5年2月28日までとする。
- ② 必修および選択制など、講座形態についても自由に提案すること。
- ③ 観光業に携わる上で最低限必要な業界知識を身に付ける機会を設けること。具体的には、観光業界の構造、昨今のニーズと観光者特性、旅行業法に定められている関連条項等の概論を設定し、必修科目とすること。
- ④ ガイド実務における技術面（ガイディング、接遇、危機管理、トラブル対応）だけでなく、ガイドとしての所作や心得等、意識面での理解を深めるプログラムについては必修科目とすること。
- ⑤ カリキュラムに即した教材のイメージを提案すること。

(イ) 該当プログラムの実施運営

- ① 対面での講義、演習を基本とすること。ただし、補完的な役割としてのオンライン型講座も可とする。区関連施設など、開催場所については協会が一部会場を提供することも可能である。
- ② 受講生に対して、講義に対するレポートの提出を義務付けること。また、講師からのフィードバックを行うこと。
- ③ 講義を行った専門家等の審査による、認定試験の実施を計画すること。また、その具体的な方法についても提案すること。

(ウ) 本事業の再設計

- ① 本事業の再設計を行うこと。今年度実施する「中級者向けプログラム」を考慮した、初級者向けプログラムの構成についても提案すること。
- ② 評価制度や複数年更新制度等の導入など、ガイド認定後のクオリティの維持・向上を図る施策についても自由に提案すること。

2. 企画提案について

(1) 提出物

- ① 参加申込書等（次項に掲げるもの）6部
- ② 企画提案書 6部 ※任意書式
- ③ 見積書 1部 ※任意書式
- ④ 会社概要 1部 ※任意書式

(2) 企画提案書等の作成様式、記載上の留意事項及び問い合わせ先

(ア) 参加申込書等の作成様式

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 参加申込者の概要（様式2）
- ③ 同類業務受託実績（様式3-1）
- ④ 同類業務実績内容（様式3-2）
- ⑤ 本業務の従事予定者名簿（様式4）
- ⑥ 主任担当者の業務実績等（様式5-1）
- ⑦ 担当者の業務実績等（様式5-2）

(イ) 企画提案書の作成様式

- ① 部数 6部
- ② 体裁 書式自由。表紙・目次・見積書を除いて作成すること。会社名及びロゴ等も可能とする。

(ウ) 必須記載内容

「1-(8) 提案内容」に基づき提案すること。

(3) 企画提案書等の問い合わせ先

一般社団法人千代田区観光協会 担当：山下、本郷

〒102-0074 千代田区九段南一丁目6番17号

営業時間 月曜から金曜までの午前10時から午後6時まで

電話 03-3556-0391

F a x 03-3556-0392

E-mail entry@kanko-chiyoda.jp

なお、問い合わせ内容について広く周知する必要がある場合においては、協会ウェブサイトにて質問と回答を公表する。

(4) 参加申込書等、企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

令和4年6月16日(木)午後6時までに事前連絡の上、協会へ持参する。(上記営業時間内で受付)

3. 申込書等・企画提案書の提出者に要求される資格要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当する者でないこと。
- ② 千代田区契約関係暴力団等排除要綱(平成23年8月26日23千政契担発第71号)に基づく入札参加除外を受けていないこと。
- ③ 公募開始の直近決算において2期連続債務超過の状態でないこと。
- ④ 千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領(平成7年9月1日7千総経発第92号)による指名停止を受けていないこと。

4. 提案書を採用するための審査方法等

(1) 審査方法

協会による提案書等の書面審査並びにプレゼンテーション・ヒアリング審査による。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング参加者の選定手続

- ① 参加申込書等・企画提案書を提出した事業者の中から、プレゼン・ヒアリング参加者を選定する。
- ② プレゼンテーション・ヒアリング参加者として選定された者に対して、令和

4年6月27日(月)を目途に、第1次審査通過の旨をメール連絡後、後日文書にて通知する。不採用の場合は、メールにより通知する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングについて

① 対象者

参加申込書等・提案書提出者の中から、選定されたプレゼンテーション・ヒアリング参加者

② 日時

令和4年7月4日(月) (予定) ※詳細な日時は別途通知する。

③ 場所

千代田区立九段生涯学習館(千代田区九段南1-5-10)

※詳細な場所は別途通知する。

④ 内容

参加者は、プレゼンテーションを約20分行うこと。その後、参加者に対するヒアリングを約10分行う。なお、プレゼンテーションの実施及びヒアリングへの応答は、本業務の従事予定者が行うこととする。なお、プレゼンテーション当日に使用可能な機器の規格については、別途通知する。

(4) 採用の通知

提案書の採用については、令和4年7月8日(金)を目途にメール連絡後、後日文書にて通知する。不採用の場合は、メールにより通知する。

5. 業務実施上の条件

- ① 実施に当たっては主任担当者及び担当者を置くものとする。(主任担当者と担当者は兼務不可。)
- ② 主任担当者は同類業務経験者とする。
- ③ 受託者は担当職員と連絡を密にとり、作業の進捗に支障のないようにすること。なお、本業務においては、協会に加え、一部、協力事業者や地域団体との連携も含まれる。
- ④ 受託者は本業務により知り得た内容を一切第三者に漏らしてはならない。
- ⑤ 調査資料及び成果品の著作権は、全て協会に属するものとし、協会の承認を得ないで公表、貸与、使用してはならない。また、受託者は、著作者人格権に基づいた権利を行使してはならない。
- ⑥ 本業務の再委託は認めない。

6. その他の留意事項

- ① 参加申込書及び企画提案書の作成並びに提出に関する費用は、提案書提出者の負担とする。
- ② 提出された参加申込書等及び企画提案書は返却しない。
- ③ 提出された参加申込書等及び企画提案書は、提案の採否決定以外の目的に使用しない。
- ④ 企画提案書の提出期限後における差替え・再提出は認めない。
- ⑤ 参加申込書等及び企画提案書に虚偽の記載があった場合、参加申込書等及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- ⑥ 企画提案書に記載した従事予定者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。
- ⑦ 本件の契約にあたって、契約内容及び仕様等について、採択された提案を基に協会と詳細を協議するものとする。また、契約内容及び仕様等並びに契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。